

公益社団法人日本ジュエリーデザイナー協会
寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ジュエリーデザイナー協会（以下、「本会」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類及び募集)

第2条 本会が受領する寄付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が使途を特定せずに寄附した寄付金
 - (2) 特別寄付金 寄付者が寄附の申込みにあたり、あらかじめ使途を特定した寄付金
 - (3) 特定寄付金 本会の会員または本会の会員を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間募集活動を行うことにより受領する寄付金
- 2 本規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の資産を含むものとする。
- 3 本会は、常時、寄付金を募ることができる。

(寄付金の使途)

第3条 一般寄付金は、定款第4条の公益目的事業に使用し、寄付金総額の50%以上を公益目的事業に使用するものとする。

- 2 特別寄付金は、寄付者の特定した使途に使用し、寄付金総額の50%以上を公益目的事業に使用するものとする。
- 3 特定寄付金は、寄付金募集にあたって特定した使途に使用し、寄付金総額の50%以上を公益目的事業に使用するものとする。

(受領書等の送付)

第4条 寄付金を受領したときは、受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、本会の公益目的事業に関連する寄付である旨、寄付金額およびその受領年月日を記載するものとする。

(寄付金の受入制限)

第5条 寄付金が次の各号のいずれかに該当する場合若しくはその恐れがある場合には、当該寄付金の受け入れをすることができないものとする。

- (1) 法令に抵触するときのほか、本会の業務執行上支障があると認められるときおよび本会が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき
- (2) 第2条第1項第2号の特別寄付金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき

(情報公開)

第6条 本会が受領する寄付金については、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所に備え置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 7 月 27 日改定

2021 年 7 月 30 日改定